

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-4
処分の種類	登録の取り消し、業務の停止命令			
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条第1項 電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条第2項 電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条第3項			
処分の概要	電気工事業業者が法第28条第1項各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内に機関を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。また、法28条第1項又は同条第2項の処分をしたときは、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 (登録の取消し等)</p> <p>第28条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内に期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第6条第1項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。</p> <p>二 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 第19条第3項、第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第22条の規定に違反したとき。</p> <p>四 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、これらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業業者が次の各号の一に該当するときは、6月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第6条第1項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。</p> <p>二 第17条の2第4項において準用する第10条第1項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。</p> <p>三 第21条第1項若しくは第3項又は第22条の規定に違反したとき。</p> <p>四 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>3 経済産業大臣又は都道府県知事は、前2項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。</p> <p>4 第17条第1項の規定は、登録電気工事業業者又は通知電気工事業業者が第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。</p>			
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号			